



# 鳥取県公報

平成16年 3月30日(火)

号外第35号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

条 例	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例(8)(職員課).....	3
	職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(9)( ).....	4
	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例 (10)( ).....	5
	任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例(11)( ).....	6
	公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例(12)( ).....	6
	鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例(13)(行政経営推進課).....	7
	鳥取県部等設置条例の一部を改正する条例(14)( ).....	8
	鳥取県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例の一部を改正する 条例(15)( ).....	10

### ——— 公布された条例のあらまし ———

#### 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

- 1 教育業務連絡指導手当が支給される同和教育主任の名称を人権教育主任に改めることとした。(第36条関係)
- 2 この条例は、平成16年4月1日から施行することとした。

#### 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

- 1 長期勤続後の退職等の場合の支給割合で退職手当が支給される者から、20年以上25年未満勤続した者であって定年に達した日以後その者の非違によることなく退職したもの(定年に達した日以後における最初の3月31日に退職した者等を除く。)を除くこととした。(第4条関係)
- 2 整理退職等の場合の支給割合で退職手当が支給される者から、25年以上勤続した者であって定年に達した日以後その者の非違によることなく退職したもの(定年に達した日以後における最初の3月31日に退職した者等を除く。)を除くこととした。(第5条関係)
- 3 施行期日等
  - (1) この条例は、平成16年4月1日から施行することとした。
  - (2) 所要の経過措置を講ずることとした。

#### 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

- 1 公務災害補償を受けようとする者等が虚偽の報告をした場合等の罰金の額の上限を20万円(現行 10万円)とすることとした。(第24条関係)
- 2 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 3 施行期日等
  - (1) この条例は、公布の日から施行することとした。

(2) 所要の経過措置を講ずることとした。

#### 任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

- 1 任命権者は、一部の任期付研究員の健康及び福祉を確保するための措置を講ずることとした。(第8条関係)
- 2 人事委員会は、一部の任期付研究員からの苦情を処理するものとする事とした。(第8条関係)
- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。

#### 公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

- 1 職員を派遣することができる法人に社会福祉法人恩賜財団済生会及び日本赤十字社を加えることとした。(第2条関係)
- 2 この条例は、平成16年4月1日から施行することとした。

#### 鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例

- 1 次のとおり職員の定数を改めることとした。(第2条関係)

区 分	定 数	
	改 正 後	現 行
知事の事務部局の職員	3,274人	3,307人
一般会計支弁に係る職員	3,260人	3,293人
教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関の職員	2,501人	2,463人
県立学校の職員	2,263人	2,231人
県立学校の職員以外の職員	238人	232人
企業局の職員	85人	87人
県費負担教職員	4,353人	4,363人

- 2 この条例は、平成16年4月1日から施行することとした。

#### 鳥取県部等設置条例の一部を改正する条例

- 1 名称の改正(第1条関係)
 

防災監の名称を防災局に改めることとした。
- 2 文化観光局の設置(新第5条関係)
 

文化観光局を設置するとともに、同局に係る所掌事務を定めることとした。
- 3 所掌事務の追加(新第8条、新第9条関係)
  - (1) 商工労働部の所掌事務に産業技術に係る研究開発に関する事項を加えることとした。
  - (2) 農林水産部の所掌事務に農林業に係る人材の育成に関する事項を加えることとした。
- 4 その他
 

所要の規定の整備を行うこととした。
- 5 施行期日
 

この条例は、平成16年4月1日から施行することとした。

#### 鳥取県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例の一部を改正する条例

- 1 利用者に対する発行手数料に関する事項を定めることとした。(第2条関係)
- 2 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 3 施行期日等

- ( 1 ) この条例は、公布の日から施行することとした。
- ( 2 ) 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例について所要の改正を行うこととした。

## 条 例

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年 3月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 鳥取県条例第 8 号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和27年鳥取県条例第39号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前																
<p>（教育業務連絡指導手当）</p> <p>第36条 教育業務連絡指導手当は、公立の小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校又は養護学校に所属する教諭又は養護教諭のうち、次の表に定める教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言に当たる主任等でその職務が困難であるとして人事委員会の定めるものの職務を担当する教諭又は養護教諭が、当該担当に係る業務に従事したときに支給する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">小 学 校</td> <td>教務主任、学年主任、保健体育主事又は <u>人権教育主任</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">中 学 校</td> <td>教務主任、学年主任、保健体育主事、生徒指導主事、進路指導主事又は人権教育主任</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">高等学校</td> <td>教務主任、学年主任、保健体育主事、生徒指導主事、進路指導主事、<u>人権教育主任</u>、学科主任又は農場長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">盲学校、 聾学校又は養護学校</td> <td>教務主任、学年主任、保健体育主事、生徒指導主事、進路指導主事、<u>人権教育主任</u>、学科主任又は寮務主任</td> </tr> </table> <p>2 略</p>	小 学 校	教務主任、学年主任、保健体育主事又は <u>人権教育主任</u>	中 学 校	教務主任、学年主任、保健体育主事、生徒指導主事、進路指導主事又は人権教育主任	高等学校	教務主任、学年主任、保健体育主事、生徒指導主事、進路指導主事、 <u>人権教育主任</u> 、学科主任又は農場長	盲学校、 聾学校又は養護学校	教務主任、学年主任、保健体育主事、生徒指導主事、進路指導主事、 <u>人権教育主任</u> 、学科主任又は寮務主任	<p>（教育業務連絡指導手当）</p> <p>第36条 教育業務連絡指導手当は、公立の小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校又は養護学校に所属する教諭又は養護教諭のうち、次の表に定める教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言に当たる主任等でその職務が困難であるとして人事委員会の定めるものの職務を担当する教諭又は養護教諭が、当該担当に係る業務に従事したときに支給する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">小 学 校</td> <td>教務主任、学年主任、保健体育主事又は <u>同和教育主任</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">中 学 校</td> <td>教務主任、学年主任、保健体育主事、生徒指導主事、進路指導主事又は同和教育主任</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">高等学校</td> <td>教務主任、学年主任、保健体育主事、生徒指導主事、進路指導主事、<u>同和教育主任</u>、学科主任又は農場長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">盲学校、 聾学校又は養護学校</td> <td>教務主任、学年主任、保健体育主事、生徒指導主事、進路指導主事、<u>同和教育主任</u>、学科主任又は寮務主任</td> </tr> </table> <p>2 略</p>	小 学 校	教務主任、学年主任、保健体育主事又は <u>同和教育主任</u>	中 学 校	教務主任、学年主任、保健体育主事、生徒指導主事、進路指導主事又は同和教育主任	高等学校	教務主任、学年主任、保健体育主事、生徒指導主事、進路指導主事、 <u>同和教育主任</u> 、学科主任又は農場長	盲学校、 聾学校又は養護学校	教務主任、学年主任、保健体育主事、生徒指導主事、進路指導主事、 <u>同和教育主任</u> 、学科主任又は寮務主任
小 学 校	教務主任、学年主任、保健体育主事又は <u>人権教育主任</u>																
中 学 校	教務主任、学年主任、保健体育主事、生徒指導主事、進路指導主事又は人権教育主任																
高等学校	教務主任、学年主任、保健体育主事、生徒指導主事、進路指導主事、 <u>人権教育主任</u> 、学科主任又は農場長																
盲学校、 聾学校又は養護学校	教務主任、学年主任、保健体育主事、生徒指導主事、進路指導主事、 <u>人権教育主任</u> 、学科主任又は寮務主任																
小 学 校	教務主任、学年主任、保健体育主事又は <u>同和教育主任</u>																
中 学 校	教務主任、学年主任、保健体育主事、生徒指導主事、進路指導主事又は同和教育主任																
高等学校	教務主任、学年主任、保健体育主事、生徒指導主事、進路指導主事、 <u>同和教育主任</u> 、学科主任又は農場長																
盲学校、 聾学校又は養護学校	教務主任、学年主任、保健体育主事、生徒指導主事、進路指導主事、 <u>同和教育主任</u> 、学科主任又は寮務主任																

附 則

この条例は、平成16年 4月 1日から施行する。

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年 3月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

**鳥取県条例第9号**

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和37年鳥取県条例第51号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中表の細目の表示に下線が引かれた表の細目を削る。

改 正 後	改 正 前																																										
<p>（長期勤続後の退職等の場合の退職手当）</p> <p>第4条 退職した者で次の表の退職者の欄に掲げるものに対する退職手当の額は、退職の日におけるその者の基礎月額に、その者の勤続期間が該当する同表の年数の欄に掲げる年数の区分に応じ、それぞれ同表の割合の欄に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">退職者</th> <th style="text-align: center;">年数</th> <th style="text-align: center;">割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 略</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>2 20年以上25年未満勤続して退職した者であって次に掲げるものの (1)~(6) 略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 略</p> <p>（整理退職等の場合の退職手当）</p> <p>第5条 退職した者で次の表の退職者の欄に掲げるものに対する退職手当の額は、退職の日におけるその者の基礎月額に、その者の勤続期間が該当する同表の年数の欄に掲げる年数の区分に応じ、それぞれ同表の割合の欄に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">退職者</th> <th style="text-align: center;">年数</th> <th style="text-align: center;">割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 略</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>2 25年以上勤続して退職した者であって次に掲げるものの (1)~(7) 略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	退職者	年数	割合	1 略	略	略	2 20年以上25年未満勤続して退職した者であって次に掲げるものの (1)~(6) 略			3 略			退職者	年数	割合	1 略	略	略	2 25年以上勤続して退職した者であって次に掲げるものの (1)~(7) 略			<p>（長期勤続後の退職等の場合の退職手当）</p> <p>第4条 退職した者で次の表の退職者の欄に掲げるものに対する退職手当の額は、退職の日におけるその者の基礎月額に、その者の勤続期間が該当する同表の年数の欄に掲げる年数の区分に応じ、それぞれ同表の割合の欄に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">退職者</th> <th style="text-align: center;">年数</th> <th style="text-align: center;">割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 略</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>2 20年以上25年未満勤続して退職した者であって次に掲げるものの (1)~(6) 略 (7) <u>定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者((1)から(6)までに該当する者を除く。)</u></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 略</p> <p>（整理退職等の場合の退職手当）</p> <p>第5条 退職した者で次の表の退職者の欄に掲げるものに対する退職手当の額は、退職の日におけるその者の基礎月額に、その者の勤続期間が該当する同表の年数の欄に掲げる年数の区分に応じ、それぞれ同表の割合の欄に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">退職者</th> <th style="text-align: center;">年数</th> <th style="text-align: center;">割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 略</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>2 25年以上勤続して退職した者であって次に掲げるものの (1)~(7) 略 (8) <u>定年に達した日以後その</u></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	退職者	年数	割合	1 略	略	略	2 20年以上25年未満勤続して退職した者であって次に掲げるものの (1)~(6) 略 (7) <u>定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者((1)から(6)までに該当する者を除く。)</u>			3 略			退職者	年数	割合	1 略	略	略	2 25年以上勤続して退職した者であって次に掲げるものの (1)~(7) 略 (8) <u>定年に達した日以後その</u>		
退職者	年数	割合																																									
1 略	略	略																																									
2 20年以上25年未満勤続して退職した者であって次に掲げるものの (1)~(6) 略																																											
3 略																																											
退職者	年数	割合																																									
1 略	略	略																																									
2 25年以上勤続して退職した者であって次に掲げるものの (1)~(7) 略																																											
退職者	年数	割合																																									
1 略	略	略																																									
2 20年以上25年未満勤続して退職した者であって次に掲げるものの (1)~(6) 略 (7) <u>定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者((1)から(6)までに該当する者を除く。)</u>																																											
3 略																																											
退職者	年数	割合																																									
1 略	略	略																																									
2 25年以上勤続して退職した者であって次に掲げるものの (1)~(7) 略 (8) <u>定年に達した日以後その</u>																																											

	者の非違によることなく退職した者((1)から(7)までに該当する者を除く。)
2～5 略	2～5 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の職員の退職手当に関する条例第4条及び第5条の規定は、この条例の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年 3月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第10号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年鳥取県条例第31号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(罰則)</p> <p>第24条 第19条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、文書その他の物件を提出せず、出頭せず、又は医師の診断を拒んだ者は、<u>20万円</u>以下の罰金に処する。</p> <p>別表第1(第7条の2関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">略</div> <p>備考 この表に定める等級に応ずる障害に関しては、地方公務員災害補償法施行規則(昭和42年自治省令第27号)別表第2の例による。</p>	<p>(罰則)</p> <p>第24条 第19条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、文書その他の物件を提出せず、出頭せず、又は医師の診断を拒んだ者は、<u>10万円</u>以下の罰金に処する。</p> <p>別表第1(第7条の2関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">略</div> <p>備考 この表に定める等級に応ずる障害に関しては、地方公務員災害補償法施行規則(昭和42年自治省令第27号)の別表の例による。</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年 3月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

#### 鳥取県条例第11号

任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年鳥取県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動後項」という。）が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には、当該移動後項を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（第1号任期付研究員の裁量による勤務）</p> <p>第8条 略</p> <p>2 略</p> <p><u>3 第1項の場合において、任命権者は、人事委員会規則の定めるところにより、第1号任期付研究員の勤務時間の状況に応じた当該第1号任期付研究員の健康及び福祉を確保するための措置を講ずるものとする。</u></p> <p><u>4 第1項の場合において、人事委員会は、人事委員会規則の定めるところにより、第1号任期付研究員からの苦情を処理するものとする。</u></p> <p>5 略</p>	<p>（第1号任期付研究員の裁量による勤務）</p> <p>第8条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年 3月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

#### 鳥取県条例第12号

公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年鳥取県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の細目の表示に下線が引かれた号の細目（以下「移動号細目」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の細目の表示に下線が引かれた号の細目（以下「移動後号細目」という。）が存在する場合には、当該移動号細目を当該移動後号細目とし、移動後号細目に対応する移動号細目が存在しない場合には、当該移動後号細目を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 任命権者(法第2条第1項に規定する任命権者をいう。以下同じ。)は、公益法人等のうち、次に掲げるものとの間の取決めにに基づき、当該公益法人等の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員(次項に定める職員を除く。)を派遣することができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 特別の法律により設立された法人のうち次に掲げるもの</p> <p>ア 略</p> <p>イ 社会福祉法人恩賜財団済生会</p> <p>ウ 略</p> <p>エ 略</p> <p>オ 略</p> <p>カ 略</p> <p>キ 略</p> <p>ク 日本赤十字社</p> <p>2及び3 略</p>	<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 任命権者(法第2条第1項に規定する任命権者をいう。以下同じ。)は、公益法人等のうち、次に掲げるものとの間の取決めにに基づき、当該公益法人等の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員(次項に定める職員を除く。)を派遣することができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 特別の法律により設立された法人のうち次に掲げるもの</p> <p>ア 略</p> <p>イ 略</p> <p>ウ 略</p> <p>エ 略</p> <p>オ 略</p> <p>カ 略</p> <p>2及び3 略</p>

附 則

この条例は、平成16年 4月 1日から施行する。

鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年 3月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

**鳥取県条例第13号**

鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例

鳥取県職員定数条例(平成6年鳥取県条例第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 知事の事務部局の職員 <u>3,274人</u></p> <p>ア 一般会計支弁に係る職員 <u>3,260人</u></p> <p>イ 略</p> <p>(2) 教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関の職員 <u>2,501人</u></p>	<p>(定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 知事の事務部局の職員 <u>3,307人</u></p> <p>ア 一般会計支弁に係る職員 <u>3,293人</u></p> <p>イ 略</p> <p>(2) 教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関の職員 <u>2,463人</u></p>

ア 県立学校の職員 2,263人 イ アに掲げる職員以外の職員 238人 (3)~(7) 略 (8) 企業局の職員 85人 (9)及び(10) 略 (11) 県費負担教職員 4,353人 2 略	ア 県立学校の職員 2,231人 イ アに掲げる職員以外の職員 232人 (3)~(7) 略 (8) 企業局の職員 87人 (9)及び(10) 略 (11) 県費負担教職員 4,363人 2 略
---	---

附 則

この条例は、平成16年 4月 1日から施行する。

鳥取県部等設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年 3月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

**鳥取県条例第14号**

鳥取県部等設置条例の一部を改正する条例

鳥取県部等設置条例（平成 6年鳥取県条例第 5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「移動条等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「移動後条等」という。）が存在する場合には、当該移動条等を当該移動後条等とし、移動条等に対応する移動後条等が存在しない場合には、当該移動条等（以下「削除条等」という。）を削り、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には、当該移動後条等（以下「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示並びに削除条等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示並びに追加条等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(設置) 第 1 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第 1項の規定に基づき、知事の権限に属する事務を分掌させるため、 <u>次の部局を置く。</u> <u>防災局</u> 総務部 企画部 文化観光局 福祉保健部 生活環境部 商工労働部 農林水産部	(設置) 第 1 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第 1項の規定に基づき、知事の権限に属する事務を分掌させるため、 <u>防災監及び次の7部を置く。</u> 総務部 企画部 福祉保健部 生活環境部 商工労働部 農林水産部



県土整備部

(防災局の所掌事務)

第2条 防災局の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1)及び(2) 略

(企画部の所掌事務)

第4条 企画部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1)~(7) 略

(文化観光局の所掌事務)

第5条 文化観光局の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 文化の振興に関する事項
- (2) 観光の振興に関する事項
- (3) 自然公園に関する事項
- (4) 景観形成の推進に関する事項

(福祉保健部の所掌事務)

第6条 略

(生活環境部の所掌事務)

第7条 略

(商工労働部の所掌事務)

第8条 商工労働部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1)及び(2) 略
- (3) 産業技術に係る研究開発に関する事項
- (4) 略
- (5) 略
- (6) 略
- (7) 略

(農林水産部の所掌事務)

第9条 農林水産部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 略
- (2) 農林業に係る人材の育成に関する事項
- (3) 略
- (4) 略
- (5) 略
- (6) 略
- (7) 略
- (8) 略
- (9) 略

(県土整備部の所掌事務)

県土整備部

(防災監の所掌事務)

第2条 防災監の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1)及び(2) 略

(企画部の所掌事務)

第4条 企画部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1)~(7) 略
- (8) 文化の振興に関する事項
- (9) 観光の振興に関する事項
- (10) 自然公園に関する事項
- (11) 景観形成の推進に関する事項

(福祉保健部の所掌事務)

第5条 略

(生活環境部の所掌事務)

第6条 略

(商工労働部の所掌事務)

第7条 商工労働部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1)及び(2) 略
- (3) 略
- (4) 略
- (5) 略
- (6) 略

(農林水産部の所掌事務)

第8条 農林水産部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 略
- (2) 略
- (3) 略
- (4) 略
- (5) 略
- (6) 略
- (7) 略
- (8) 略

(県土整備部の所掌事務)

第10条 略

( 雑則 )

第11条 略

第 9 条 略

( 雑則 )

第10条 略

附 則

この条例は、平成16年 4月 1日から施行する。

鳥取県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年 3月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

**鳥取県条例第15号**

鳥取県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例の一部を改正する条例

鳥取県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例（平成15年鳥取県条例第71号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下本則において「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下本則において「移動後条」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条（以下本則において「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。以下本則において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条を除く。以下本則において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(利用者に対する発行手数料)</p> <p><u>第 2 条</u> 知事は、<u>法第 3 条第 6 項の規定により電子証明書</u>を発行したときは、<u>同条第 2 項に規定する申請者</u>から当該電子証明書に係る<u>法第34条第 4 項に規定する発行手数料</u>（以下「発行手数料」という。）を徴収する。</p> <p><u>2</u> 知事は、<u>前項の規定により徴収した発行手数料を法第34条第 1 項に規定する指定認証機関</u>（以下「指定認証機関」という。）に納付しなければならない。</p> <p><u>3</u> 知事は、<u>法第34条第 4 項の規定に基づき発行手数料を指定認証機関の収入として収受させるものとする。</u></p> <p><u>4</u> 発行手数料の額は、<u>指定認証機関が行う法第 3 条第 6 項の規定による電子証明書の発行に係る電子計算機処理等</u>（<u>法第17条第 3 項第 3 号に規定する電子計算機処理等をいう。以下同じ。</u>）に要する費用を基礎として<u>指定認証機関が定める。</u></p> <p><u>5</u> 前項の場合において、<u>指定認証機関は、あらかじめ、</u></p>	

発行手数料の額について知事の承認を受けなければならない。

(署名検証者に対する情報提供手数料)

第3条 知事は、法第34条第5項の規定に基づき同項に規定する情報提供手数料(以下「情報提供手数料」という。)を指定認証機関の収入として收受させるものとする。

2 情報提供手数料の額は、次に掲げる費用を基礎として、指定認証機関が定める。

(1) 法第18条第1項の規定による保存期間に係る失効情報の提供に係る電子計算機処理等に要する費用

(2) 略

3 略

(署名検証者に対する情報提供手数料)

第2条 知事は、法第34条第5項の規定に基づき同項に規定する情報提供手数料(以下「情報提供手数料」という。)を同条第1項に規定する指定認証機関(以下「指定認証機関」という。)の収入として收受させるものとする。

2 情報提供手数料の額は、次に掲げる費用を基礎として、指定認証機関が定める。

(1) 法第18条第1項の規定による保存期間に係る失効情報の提供に係る電子計算機処理等(法第17条第3項第3号に規定する電子計算機処理等をいう。次号において同じ。)に要する費用

(2) 略

3 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

2 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成11年鳥取県条例第35号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目(以下「移動別表細目」という。)を当該移動別表細目に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目とする。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後		改 正 前	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
事	市町村等	事	市町村等
1 児童手当法(昭和46年法律第73号)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)及び(2) 略	各市町村	1 児童手当法(昭和46年法律第73号)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)及び(2) 略	各市町村
1の2 鳥取県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例(平成15年鳥取県条例第71号)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 第2条第1項の規定による発行手数料の徴収 (2) 第2条第2項の規定による発行手数料の指定認証機関への納付	各市町村		

1の3 略	
1の4 略	
1の5 略	
2～48 略	

1の2 略	
1の3 略	
1の4 略	
2～48 略	